瀬戸ふれあい交流センター銃禁 61
せと風の丘パーク銃禁 13
諏訪崎 12
金山出石寺 9
愛宕山 27
白滝 53
佐礼谷 5
永木 49
市場・上三谷銃禁 71
谷上山 18
銚子ダム 31
大洲城山 40
富士山 10
大洲青年の家銃禁 14
関地池銃禁 25
多田 54
小原地区銃禁 47
山田大池銃禁 56
杢所地区鉛製銃弾使禁
神野久・永長銃禁 68
卯之町 13
夫婦池銃禁 37
赤滝・オツボ池銃禁 73 74
北田池銃禁
小藪 56
御在所 29
河辺 28
亀谷 6
小田深山 20
野村ダム周辺 14
鹿野川ダム周辺 11
東蓮寺ダム銃禁 48
中山池銃禁 24
今田銃禁 62
伏越 24
宇和島市城山 51
須賀川ダム 37
アチ谷池銃禁 45
鬼北総合公園銃禁 52
滑床成川 19
広見岩谷銃禁 44
須ノ川銃禁 10
山財ダム銃禁 38
横吹 26
源池公園銃禁 23
鹿島 16
篠山 15
高茂 17
御荘港銃禁 20
節崎池 38
大森山 52

1 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものでは
2 獲物によい生息環境を与えること。
3 獲物の数を誇るような風習をやめること。
4 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できる
5 わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、
6 半矢にした場合は追跡して回収すること。
(保護区に逃げ込んだ場合はこの限りでない
7 先着の狩猟者の先回りをしないようにする
8 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を
9 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに